

# 覚 書

公益社団法人佐賀県農業公社（以下甲）と株式会社（有限会社・農事組合法人） ○○（以下乙）は、甲が乙へ貸借する農地について、下記のとおり覚書を締結する。

## 1 契約の解除

甲は、乙が当該農地を適正に利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

## 2 甲による勧告

甲は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

①乙が目的物において行う耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

②乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

③乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作の事業に常時従事しないとき。

## 3 甲による農用地利用集積等促進計画の取消

甲は、乙が2の甲による勧告に従わなかったとき、この農用地利用集積等促進計画のうち当該部分に係る権利の設定を取り消すものとする。

## 4 貸借が終了した場合の原状回復

乙は、田畑として利用可能な状態に原状回復して甲に返還するものとする。

令和 年 月 日

甲（権利を設定する者）

住所：佐賀市八丁畷町 8-1

氏名：公益社団法人 佐賀県農業公社

理事長 ○○ ○○

乙（権利を受ける者）

住所：

氏名：株式会社 ○○ ○○

代表取締役 ○○ ○○